

# 東京国公だより

東京国家公務員・独立行政法人労働組合共闘会議 2017/11/6 17-2号

【電話】03-3501-6973

【FAX】03-3500-4391

【Eメール】

[office@tk-kokko.org](mailto:office@tk-kokko.org)

URL: <http://tk-kokko.org/>

## 高卒初任給の時間給の算出方法

★勤務1時間あたりの給与計算基準

『俸給の月額+地域手当の月額』×12ヶ月) ÷ (『1週間あたりの勤務時間=38時間45分』×52週)

★高卒(一般職・専門職)

行(一)1級5号俸給本俸(147,100円=今年の人事院勧告)の場合

147,100円(地域手当ゼロの場合)×12ヶ月=1,765,200円÷2015時間(52週の勤務時間数)=876円

★時給1,000円が実現すれば

2015時間×1,000円=2,015,000円÷12ヶ月=167,916円(月額本俸)

★時給1,500円が実現すれば

2015時間×1,500円=3,022,500円÷12ヶ月=251,875円(月額本俸)

給1000円以上の全国一律最賃制度確立に向けて、国会請願署名など積極的な運動を呼びかけたいです。  
この最賃問題は、国公労働者、とりわけ若手の職員には密接にかかわっています。

最賃に張り付く国家公務員の初任給(高卒1級-5号俸)の時給は876円。

全国加重平均の最賃は848円、東京は958円です。

全労連、国民春闘共闘委員会、国公労連、東京春闘共闘会議、東京地評、東京地評公務部会は一斉に、時

6月に、時給1500円では25万1875円  
時給1000円で高卒初任給は16万791

「全国一律最賃時給1000円」を実現し国家公務員賃金、とりわけ初任給&若手の賃金を大幅に引き上げよう!



# 最賃に張り付く国家公務員の高卒初任給・時給は876円 これでもいいのかな？

表面に記載の通り、人事院の国家公務員試験を見事にパスし、各省庁に採用された高卒者の初任給は

月額147100円(2107勧告)です。時給に換算するとわずか876円(地域手当を入れず)です。

全国加重平均での最低賃金が848円ですからほぼ最賃水準です。

## 東京は？！

東京の最賃は改定され958円になりました。国

家公務員の場合東京の23区は20%の地域手当がついていますので、最賃をかるうじて上回っています。

しかし東京でも市町村部では多数の地域で東京の最賃を下回っています。羽村市や各町村部は地



最低賃金、確認した？

東京都 最低賃金が改定されました。

平成29年  
10月1日から

時間額 **958円** **26円UP**

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

東京都労働局 労働基準監督署 労働基準法第14条第1項第1号の最低賃金 東京都労働局 労働基準監督署 労働基準法第14条第1項第1号の最低賃金

来年は全国一律 1,000 円を！

霞ヶ関過労死 110 番

TEL 03-5510-2191

11月25日(土)

13:00~19:00 開設

★メールは何時でも受け付けています。

ここへ⇒ [Soudan@kokko.or.jp](mailto:Soudan@kokko.or.jp)

安倍首相が「働き方改革」を言うなら、まずおひざ元のごこ霞ヶ関から

域手当はゼロですから当然最賃を割っています。武蔵村山市は3%で、ここも最賃割れです。たまたまこれらの地域には国家機関がありませんので大きな問題にはなっていないだけです。

立川市は三多摩の中心ですが、地域手当が10%で時給換算では963円と東京の最賃水準ギリギリの水準です。

**人事院も政府も最賃は無視でいいはず**

国家公務員労働者は最賃の適応外とされていますが、それを人事院や政府が無視はできないはず。民間の仲間と共に最賃と人権闘争を結合し大いに奮闘しましょう！